

『春日井サボテン』 ロゴマーク 募集要項

『春日井サボテン』ロゴマーク募集要項

1 趣 旨

再び、春日井市はサボテンで変わろうとしています。

愛知県春日井市でのサボテン栽培は、昭和 28 年(1953 年)頃に桃山町の果樹農家から始まりました。 果樹栽培の副業としてサボテンを栽培する農家が増える中、昭和 34 年(1959 年)に起こった伊勢湾台 風によって多くの果樹が被害を受けました。一方、サボテンは被害が少なかったことから、多くの果樹 農家が栽培主体をサボテンに切り替えたことで、市内で広くサボテン生産が広がりました。特にサボテンを種から育てる実生(みしょう)栽培は全国的にも珍しく、春日井のサボテンを特徴づけることになりました。

平成 18 年まで実施された農林水産省の調査では出荷量で「全国1位」となり、その後「サボテンのまち春日井」としてオリジナルキャラクターやさまざまなサボテン関連商品の開発が進められました。そして今、再び春日井市はサボテンをメインコンテンツに春日井市の名を市内外に PR する活動を進めていきます。その推進に合わせて、市民により一層サボテンへの愛着を持ってもらい、市内外に「春日井サボテン」を認知してもらうための旗印となるロゴマークを募集します。

2 募集内容

上記趣旨及び下記を基に、「春日井サボテン」をイメージしたロゴマークとします。

(1) コンセプト

- ◆ 「春日井サボテン」を春日井市内外に PR できるもの。
- ◆ 市民がそのロゴマークからサボテンにより一層愛着を持ち、共感できるもの。
- ◆ 「見る|「食べる| など、さまざまなシーンで活用することができるもの。

(2) 仕様

- ◆ 応募作品はデジタルデータのみとし、作成したロゴマークを応募用紙の所定の箇所に貼付して ください(手書き作品、又はそれをスキャンしたものは受付できません)。
- ◆ 色数は自由ですが、白黒印刷、拡大、縮小しての使用を考慮してください。
- ◆ ロゴマークには「春日井サボテン」の文字を入れてデザイン化してください。 ※漢字、ひらがな、カタカナ、英語(大文字・小文字)は問いません。 ※ロゴマークのみ又は文字のみでの使用も考慮してください。

3 使用用途

当協会、春日井市及び関係団体等が「春日井サボテン」及びそれを通じて春日井市を市内外に PR するために実施・展開する事業、商品等

4 募集期間

令和3年5月1日(土)~5月31日(月)

5 応募資格

- ◆ 本募集要項に同意の方。
- ◆ 個人・グループでの共同作品いずれも応募可能です。
- ◆ プロ・アマ・年齢、国籍は問いません。

6 応募点数

1人(1グループ)何点でも応募可能です。

7 応募方法

応募用紙にロゴマークを貼付し、メールで送付してください。

- ※応募用紙は当協会ウェブサイト(https://kasugai-kanko.jp/)よりダウンロードできます。
- ※メールは本文、添付ファイル含め 10MB 以内としてください。
- ※メールの件名には「春日井サボテンロゴマーク」と記載してください。
- ※ファイル形式は、PDF、JPEG 又は PNG としてください。
- ※応募用紙がそのまま審査用紙になります。貼付するロゴマークのサイズ、解像度等にご注意くだ さい。
- ※送信できない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

8 審査 及び 賞

令和3年6月中旬~下旬に、厳正な審査により次のとおり最優秀賞を決定します。

【最優秀賞(ロゴマークとして採用)】1作品

(商品券5万円分+特産品詰め合わせセット5,000円相当)

9 結果発表

当協会ウェブサイト、SNS 等で発表するとともに、受賞者へ直接ご連絡します。

10 留意事項

◆ 応募作品は第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのない自作・未発表のもの(完全オリジナル)に限ります。

- ◆ 使用するフォントは使用料等が発生しないものとする等、ライセンスに配慮してください。
- ◆ 応募作品、書類は返却いたしません。
- ◆ 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。
- ◆ 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考についてのお問い合わせには対応いたしかねま すのでご了承ください。
- ◆ 応募に際して提出された書類、データは厳重に管理し、審査の用途に限り使用します。記載されている個人情報は正当な理由なく第三者へ開示することはありません。ただし、受賞者の氏名(グループ名)、お住まいの地域(市区町村名まで)は選考結果発表のために公表することがあります。
- ◆ 採用作品は作品の趣旨を損なわない範囲において加工又は調整を行うことがあります。
- ◆ 受賞作品は元データ(イラストレーター形式など)の提供をしていただきます。
- ◆ 応募作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)、商品化権、使用権、商標権 その他一切の権利は当協会に帰属するものとします。またその使用に関して応募者は著作権人格権 を行使できないものとします。
- ◆ 応募作品の著作権等その他権利侵害等の責任が問われた場合、応募者の責任において解決を図るものとし、当協会は一切の責任を負いません。
- ◆ 受賞作品が著作権その他の権利を侵害していることが明らかになった場合や既発表作品と類似している場合、本募集要項の規定に違反していることが認められた場合には、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、授与した商品については、返還を求めるものとします。
- ◆ 本規定に取り決めのない事項については、当協会の判断により決定いたします。
- ◆ 応募者は作品を応募した時点で本募集要項に同意したものとします。

【応募及び問い合わせ先】

一般社団法人 春日井市観光コンベンション協会 〒486-8511 春日井市鳥居松町 5-45(春日井商工会議所内)

電話: 0568-81-4141 FAX: 0568-81-3123

E-mail: visitor@kasugai-kanko.jp